

第5次総合計画 前期基本計画（素案）

【都市基盤，行政経営】

## 施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている

### ■リード文

- 本市の第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、まちなかを花と緑で彩り緑を守り育てる活動について、オープンガーデン\*1などによる市民参加や意識向上に向けた情報発信や啓発活動に取り組んでいるほか、芦屋らしい景観誘導策として芦屋市屋外広告物条例の運用、無電柱化の整備などを進めました。また、地域により活用される公共空間としての公園のリニューアルや、道路・公園のバリアフリー化を実施し、回遊性向上と優良な都市景観に寄与する JR 芦屋駅等に案内誘導サインを整備しました。そして、質の高い魅力ある住まいづくりとしては、良好な住環境の維持、保全及び育成や長期優良住宅の普及等、良質な住宅供給を促進しました。さらに、良質な住宅ストック形成に向けては住宅相談や、空き家活用支援事業を開始しました。
- 今後は、社会情勢の変化や厳しい財政状況においても、持続可能な手法でこれまで育んできた良好な景観を維持していくことが課題となります。また、空き家についても目を配らせながら住宅ストックの活用を促し、市民と共に付加価値を生み出す都市空間の活用について、多様な取組を積極的に進めることで住宅都市としての魅力を捉え直し、価値観が多様化するなかでも選ばれるまちを目指す必要があります。
- このため、第5次総合計画では、「まちなかの緑の持続可能な整備」、「良好な景観を守り、魅力を伝えるまちづくり」、「地域の価値を高める公共空間の活用」、「良質な住環境の維持と住宅ストックの活用」の観点に立脚した取組を推進します。

### ■指標

- ① 定住意向【総合計画アンケート】
- ② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある市民の割合【総合計画アンケート】
- ③ 自分が住む地域におけるまちなみなみとまちなかの緑の景観の美しさに関して「かなり良い」「やや良い」と回答した市民の割合【総合計画アンケート】
- ④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合【総合計画アンケート】

### ■関連する主な条例や課題別計画等

- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成11年条例第10号）
- 住みよいまちづくり条例（平成12年条例第16号）
- 都市景観条例（平成21年条例第25号）
- 建築協定に関する条例（昭和43年条例第23号）
- 生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例（平成8年条例第25号）
- 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年条例第27号）
- 屋外広告物条例（平成27年条例第54号）
- 緑の基本計画（令和3年度～）
- 都市計画マスタープラン（令和3～12年度）

\*1 オープンガーデン：「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催し、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。

- 景観計画（平成 27 年策定）
- 景観形成基本計画（平成 27 年改訂）
- 無電柱化推進計画（平成 30 年策定）【再掲】
- 公園施設長寿命化計画（令和 3～令和 12 年度）
- 住宅マスタープラン（平成 30～令和 9 年度）
- 市営住宅等ストック総合活用計画（平成 22～令和 11 年度）

<基本施策，主な施策，説明文>

## 9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます

### 9-1-1 地域主体の緑化の推進

花と緑で彩られた芦屋をつくるため，オープンガーデン参加箇所数の維持増加や市内緑化団体の活動を支援します。

### 9-1-2 持続可能な緑の維持管理手法の検討

緑の基本計画に基づき，まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組めます。

## 9-2 良好な景観を守り，魅力を伝えます

### 9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り・育てるため，「景観地区」の認定制度による良好な景観の創出と維持，屋外広告物条例の推進，無電柱化の推進などを図ります。

## 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

### 9-3-1 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

### 9-3-2 公園ごとの特性に合わせた更新，活用，維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう総合公園の活性化や地域に応じた市民による公園緑地の利活用などを推進します。

### 9-3-3 都市施設のユニバーサルデザイン\*2の推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ，利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

## 9-4 良質な住環境を維持し，住宅ストックを活用します

### 9-4-1 住宅ストックの効果的な活用

総合的な住宅相談窓口の利活用やリフォーム改修を促進します。

### 9-4-2 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅の適切な維持管理に加え，適正配置などを検討します。

\*2 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い，老若男女といった差異，障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

## 施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる

### ■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、橋梁や防護柵等の整備、自転車駐車場整備などにより市民が安全かつ快適に移動できる環境整備を行ったほか、本市の保有する建築物、上下水道、公園等の施設更新を行い、適切な維持管理と長寿命化を進めました。さらに、JR 芦屋駅周辺の交通結節機能の向上に向けて、駐輪場の集約化、駅前広場地下空間の活用、バス路線の再編に向けた取組の着手、JR 芦屋駅南地区における第二種市街地再開発事業の都市計画決定、事業計画策定などを行いました。
- 他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプライン、更新時期が近付いているごみ処理施設については長期にわたり多額な負担が発生する見込みであり、今後も本市の都市インフラを安全で快適かつ持続可能なものとするため、より効率的な手法を研究し、計画的な維持管理・更新・整備を図る必要があります。また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。
- このため、第5次総合計画では、「持続可能な交通インフラの保全」、「持続可能な生活インフラの保全」、「市内交通の円滑化」の観点に立脚した取組を推進します。

### ■指標

- ① 対策が必要な橋梁の割合
- ② 水道管の耐震適合率
- ③ 下水道管の耐用年数を過ぎた老朽管の割合
- ④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合【総合計画アンケート】

### ■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画（令和2～11年度）
- 水道事業経営戦略（平成30～令和9年度）
- 水道ビジョン（平成30～令和11年度）
- 水道施設整備計画
- 下水道ビジョン（令和3年度～）
- 下水道ストックマネジメント計画（平成30～令和4年度）
- 公共下水道事業計画（平成29～令和3年度）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成29～令和8年度）
- 総合交通戦略（平成30～令和10年度）
- 自転車ネットワーク計画（平成30年策定）

## 10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

### 10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後，増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため，橋梁の計画的な保全や適切な配置に取り組みます。

### 10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け，適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

## 10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

### 10-2-1 安心・安全で上下水道事業の安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう，施設の計画的な維持管理，耐震化を行います。

### 10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ焼却施設，資源化施設及びパイプライン施設の安定的な運用に向けて，適正な維持管理及び施設整備に取り組みます。

## 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

### 10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において，円滑な通行を確保し，近隣へも賑わいと活力が波及するよう，本市の玄関口としてふさわしい魅力のあるまちづくりの完成に向け，市街地再開発事業を推進します。

### 10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能<sup>\*3</sup>の形成・充実

交通の円滑化に加え，防災性の向上等を図るため，稻荷山線，山手線の道路整備，阪神電気鉄道の立体交差，山手第1，2地区<sup>\*4</sup>の面的整備，阪急芦屋川駅周辺<sup>\*5</sup>の交通結節点機能整備について調査・研究を重ね，検討を進めます。

### 10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

安全で快適な自転車利用環境に向けて道路を整備します。

\*3 道路ネットワーク機能：地域と地域をつなぐための機能

\*4 山手第1地区：三条町の一部及び西山町全域

山手第2地区：東芦屋町の一部

\*5 交通結節点：異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え，乗り継ぎが行われる場所，あるいは施設の総称。

## 施策目標 11 協働の意欲が高まり地域主体のまちづくりが進んでいる

### ■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、市民の力を豊かにする取組として、あしや市民活動センターでのNPOやボランティアに関する相談及びコーディネート事業の実施、市民活動フェスタなどのイベント開催、市民参画・協働アドバイザーの設置などを行いました。また、市民が市民活動に参加しやすい環境づくりとしては、芦屋さくらまつりなどでのボランティアコーディネートの実施、市民が「できること・したいこと」を実現できる仕組み（ひとり一役活動推進事業）の構築などを行いました。さらに、自治会活動活性化に向けた支援に加え、市民がまちや暮らしを自分でデザインするための「芦屋まちデザインラボ」、企業団体等を含む多様な主体とともに福祉のまちづくりを考える「こえる場！」など、多様な市民参画・協働の取組も展開しました。一方、市民への情報提供としての広報については、「伝える広報」から「伝わる広報」を目指して、市民が手に取りたくくなるような紙面づくりを進め、全面的なリニューアルを行いました。
- 人口減少、少子高齢化、ニーズの多様化といった社会構造の変化に対応した持続可能な行政運営を行うためには、まちづくりのあらゆる面において、市民をはじめ、企業や団体等、より多くの主体の参画を募り協働することで、社会課題を解決するという視点がますます重要です。今後、行政と市民がともに考え、ともにまちづくりを進めていくため、わかりやすく適切な市政情報の発信等により諸課題の理解促進を図ることで自治に対する関心を高めるとともに、多様な人の知恵と力を集結し、地域が主体となって新たな課題を探索・協議できる枠組みをつくることで、社会課題への解決策を生み出し続ける仕組みを構築していく必要があります。
- このため、第5次総合計画では、「地域が主体となってまちづくりを行う仕組みの構築」、「効果的な情報共有」の観点に立脚した取組を推進します。

### ■指標

- ① 地域の活動に参加している市民の割合【個別アンケート】
- ② 地域にとらわれない活動に参加している市民の割合【個別アンケート】
- ③ 市政情報が十分に発信されていると思う市民の割合【個別アンケート】

### ■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民参画及び協働の推進に関する条例（平成19年条例第5号）
- 市民参画・協働推進の指針（平成18年策定）
- 第3次市民参画協働推進計画（令和2～6年度）
- 情報提供の推進に関する指針（平成17年策定）

## **11-1 地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します**

### 11-1-1 市民活動の機会の提供に努め，地域を支える人材の発掘・育成の支援

効果的な情報発信を行い，市民参画・協働の理解促進に努めるほか，市民活動センターやまちデザインラボなどの活動を通じて地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図ります。

### 11-1-2 市民自らまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民，地域団体及び企業が集い，連携する機会や場の提供や，地域の課題解決への自発的な市民活動を推進し，持続可能な活動となる仕組みの構築に努めます。

## **11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます**

### 11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実

まちや行政の情報を多様な選択肢により発信するとともに，魅力を市内外にシティプロモートし，芦屋に対する愛着（シビックプライド）の醸成を図ります。

### 11-2-2 情報を公開し，オープンガバメント\*6を推進

行政の透明性・信頼性の向上，行政の効率化，市民の市政への関心度向上に向け，行政情報が広く利用できるよう積極的な提供を行います。

---

\*6 オープンガバメント：「市民参加」，「透明性の向上」，「連携・協働」を原則とし，積極的な情報公開とインターネット等の活用による行政への参加を促進する概念。

## 施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営が行われている

### ■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、未収債権の管理により徴収の適正化を進めるとともに、市税の徴収率を高い水準で維持し歳入の確保に取り組みました。また、事務事業評価において施策ごとの内容や目標達成度を示し、行政活動の透明性を高める取組を行いました。そして公共施設の維持管理については、「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な更新費用の総量を見込み、施設カルテの作成・公開や包括管理業務委託の導入など横断的なマネジメントを開始しました。
- 震災復興のため増加した市債残高はピーク時の半分以下となる水準まで改善しましたが、大幅な歳入の伸びは期待できず、今後も少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などに多額の経費が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが予想されます。また、公共施設とインフラの整備についても財源不足が明らかになっており、住民合意を得ながら具体的な対策を進めることが課題となっています。計画の進捗管理と行政評価の手法についても、より効率的、効果的に運用でき、選択と集中につながる方法を検討し、公共施設については、限られた資源の中、将来にわたり行政の責任を果たすために、従来の枠に捉われず、全庁横断的な取組体制によるマネジメントの実践や官民による全体最適を目指す手法の導入を進め、行政サービスの量的、質的改善の必要があります。
- このため、第5次総合計画では、構造的課題である人口減少・少子高齢化に起因する諸課題の解決を中心に据え「長期的視点に立った行財政運営」、「官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置」の観点に立脚した取組を推進します。

### ■指標

- ① 経常収支比率
- ② 将来負担比率
- ③ 公共施設等の将来更新（大規模改修・建替）費用

### ■関連する主な条例や課題別計画等

- 行政改革（平成29～令和3年度）
- 債権管理に関する条例（平成21年条例第13号）
- 長期財政収支見込み（毎年更新）
- 新地方公会計制度による財務書類（毎年更新）
- 公共施設等総合管理計画（平成29年策定）

## **12-1 長期的視点に立った行財政運営を行います**

### **12-1-1 多様な主体のノウハウ活用による事業推進**

効率的・効果的な行政サービス運営に向け、事業委託、指定管理、PFI\*7などの手法を検討します。

### **12-1-2 新たな歳入確保の検討**

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため、ネーミングライツ\*8の導入、ふるさと納税による寄附金収入の拡大などに取り組みます。

### **12-1-3 適切な評価に基づく、状況に合わせた事業の見直し**

効率的・効果的な行財政運営を行うため、事業の有効性や必要性について適切な評価を行い、見直すことで、社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

## **12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率**

### **的な運営や最適な配置を進めます**

### **12-2-1 公共施設等のライフサイクルコスト\*9の縮減**

官民で連携しながら、公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みのもとで、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

### **12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討**

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画を推進し、施設の利用状況や更新時期を勘案しながら、本市に見合った施設総量となるよう、公共施設の最適配置を進めます。

---

\*7 PFI : Private Finance Initiative の略語。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導により公共サービスの提供を行うことで、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

\*8 ネーミングライツ : 民間事業者との契約により、市所有の施設若しくは施設の一部に愛称を命名する権利を取得する制度。命名権を取得したネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得ることで、より適正な施設の維持管理等が期待される。

\*9 ライフサイクルコスト : 施設等の計画・設計・施工から維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

## 施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている

### ■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組としては、職員に対する階層別研修を実施し、職員の意欲改革、行政行動の資質向上を図るとともに、人事評価の導入、ベテラン職員からの技術力の伝承や外部機関への職員派遣などを行い、自ら考え行動する職員の育成に取り組みました。また、職員及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上に向けて各種研修等を実施したほか、市民参画・協働については、地域の方々との協働を通じた関係性の構築により職員の地域理解を深める取組を実施しました。
- 取り組むべき課題が増え、行政単独で使える資源に限られる中で、従来型の手法、求められてきた職員像と仕事への取組の延長のみでのまちづくりは限界を迎えています。予測不可能性が高まる社会に対応できる柔軟でスピード感のある施策展開と、多様な主体との協働による課題解決ができる新たな能力を各職員が身につけることが課題です。これまでに蓄積された経験やノウハウの継承とともに、人材登用や人事制度、組織のあり方を見直すことも含め、働き方を改革し、越境人材の育成やコミュニケーションが活性化され、創発が促進される組織づくりに取り組みます。
- このため、第5次総合計画では、「職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行える“働き方改革”の推進」の観点に立脚した取組を推進します。

### ■指標

- ① 職員が芦屋市で働くことに満足している割合
- ② 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合
- ③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値

### ■関連する主な条例や課題別計画等

- 行政改革（平成29～令和3年度）
- 人材育成基本方針（平成30年改訂）
- 働き方改革取組方針（令和元～3年度）
- 人材育成実施計画（平成30～令和3年度）
- 特定事業主行動計画（令和3～7年度）
- 職員の職場における心の健康づくり（平成30～令和3年度）

<基本施策，主な施策，説明文>

## **13-1 職員が能力を発揮し，効率的な行政運営を行えるよう，「働き方改革」**

### **を進めます**

#### 13-1-1 生産性向上のための適切な手法の選択と環境整備

職場環境の整備に向け，時差勤務制度など柔軟な働き方の推進や，ICT 環境の充実などによる業務効率化に取り組みます。

#### 13-1-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり

職員の基礎的な資質向上のための各種研修，個人の能力を認め活かし，専門性の高い課題にも対応できる仕組みと人員配置，ノウハウの全庁的な継承などに取り組みます。